学校いじめ防止対策基本方針【令和8年度版】

長野県豊科高等学校

一　いじめ防止等の対策のための基本的な方針

１　学校のいじめ防止等の対策の目指すもの

本校は教育方針「人間尊重の基盤に立って、学習を深め、心身ともに健全で、情操豊かな人間形成を目指す」に基づき、いのちを大切にし、人権が尊重される環境づくり・人間関係づくり・学習活動づくりを推進している。その基本理念より、いじめ防止対策においても生徒間、教職員間、そして生徒と教職員間でコミュニケーションや交流が良い意味で気軽にできる雰囲気づくりを大切にしてきた。学校集団の構成メンバーが変化しても、生徒一人一人が落ち着いた学校生活を送ることができ、その良き校風が常に維持されていくことを目標としたい。そのような学校づくりをすることにより、自然といじめの発生が防止されることを目指す。

２　学校のいじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめの未然防止を最重要課題とし、いじめが発生した場合にも、できるだけ早期発見の段階で留まるように努める。万が一発見が遅れた場合も、組織的にかつ真摯に該当生徒や家庭に向き合うとともに、学校だけで対処できない場合には、県教育委員会・警察等と連携することで、その問題解決にあたっては最大限の努力をすることを基本的な考え方とする。具体的な取り組みや対処の方法については以降で示すこととする。

３　いじめ問題の理解

（１）いじめをとらえる視点

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなくいじめられた生徒の立場に立って行うものとする。

【いじめの定義】

> 『いじめ』とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第２条）

（２）いじめの態様

《心理的いじめ》

○冷やかしやからかい、悪口や嫌味など嫌なことを言われる。（直接的・陰口）

○仲間から外されたり、集団により無視をされたりする。

○脅し文句や言葉の暴力を受ける。

○ネット上で、SNS 等の書き込みにより誹謗中傷される。

《物理的いじめ》

〇悪ふざけや遊ぶふりをするなかで、身体的接触（ぶつかり・叩かれ・蹴られなど）を受ける。

〇あきらかに悪意をもって身体的接触または暴力を受ける。

〇物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする嫌がらせを受ける。

〇金品をたかられたり、万引きを強要されたりする。

〇嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

（３）いじめに対する基本的な認識

①いじめはどの学校にも、どの教室にも起こり得る。また、だれもが被害者にも加害者にもなりえるものである。

②本人がいじめと感じれば、それはいじめである。（当然、客観的な事実確認も必要）。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるので、その被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

③いじめは人間として絶対に許されない。命と人権の取り組みと一体である。

④その重要性を全職員が認識し、多面的に情報を収集し、相互に交換し、チームで対応する。

⑤家庭はもちろん、必要に応じて地域社会やSC、SSW等の心理、福祉専門家や教育関係機関等と連携を図る。

⑥必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難であり、しかも生徒の行為が犯罪行為として取り扱われるべきと判断される場合は、早期に警察に相談し、連携した対応をとることも重要である。

＊いじめが抵触する可能性がある刑罰法規の例

〈強制わいせつ・傷害・暴行・強要・窃盗・恐喝・器物損壊等〉

二 いじめの防止等のための取り組み

１ 「いじめの防止等の対策のための組織」の設置

（１）本校における上記組織の名称を「いじめ防止対策委員会」とし、校務分掌の中に位置づける。

（２）「いじめ防止対策委員会」の構成メンバー

教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、保健主事、各学年主任、特別支援教育コーディネーターの９名で構成し、必要に応じてスクールカウンセラー１名を加える。

（３）「いじめ防止対策委員会」の役割

ア　生徒指導部・人権教育委員会・保健清整部と連携し、人権や人間形成に関わる講演や講座（全校集会・学年集会）を企画し、生徒達の心の成長をサポートする。

イ　生徒指導部・将来構想委員会と連携し、生活アンケート及び学校評価アンケート（生徒および保護者対象）の中に、いじめや体罰に関する項目を組み込み、いじめの情報を集約する。アンケート結果については、職員会、ＰＴＡ理事会、学校評議員会等共有する。

ウ　個別相談やアンケート、日頃の生徒観察などからいじめ（またはその疑い）の情報が得られた場合は、必要に応じて委員会を招集し対応を検討する。いじめと認知した場合は、組織的な対応の方向性を決定し、学年会・職員会等で確認した上で速やかに実行する。

エ　「学校いじめ防止等のための基本的な方針」の全職員の共通理解を図る。

２　いじめ防止等の取り組み

（１）いじめの未然防止・早期発見の取り組み

①いじめの未然防止の取り組み

（ア）生徒が授業をきちんと受ける体制をつくるとともに、「わかる授業」、「達成感を味わえる授業」が展開できるよう日々心掛ける。また、グループ学習なども積極的に取り組み、互いの力を合わせて一つのことを成し遂げる体験を味わえるようにする。

（イ）学級活動、クラブ活動、生徒会活動、学校行事などを通じて、生徒理解を深め、教師と生徒の信頼関係づくりや生徒相互の人間関係づくりに努める。特に豊高祭は、これらの活動の集大成となる行事として重きを置き、一人一人の活躍の場をつくるとともに、全校生徒一丸となって取り組める企画の立案・実行をする。

（ウ）「いじめは絶対にゆるさない」という学校の姿勢を、全校集会や学年集会などの機会を捉えて示していく。

（エ）２学期に人権教育の日を設定し、多角的に人権に関して考える機会を設ける。（生徒のみではなく、職員の研修も兼ねる。）

②いじめの早期発見の取り組み

（ア）アンテナを高くし、「まさか」を想定した危機察知を意識する。授業・ＨＲ・クラブ活動などを通じて生徒の表情の観察や声掛けをこまめに行っていく。

（イ）日頃から教職員間で情報の共有化を図り、共通理解と情報連携で対応する。学年会、職員会での情報交換のみならず、普段の教職員間の交流の中でも、生徒に関して気になる点心配な点を、ざっくばらんに話をし、お互いに共有していく。

（ウ）二１（３）（イ）に基づく「いじめに関するアンケート」を実施する。

（エ）日々の学校生活の中で不適切な言動を発見した場合は、その場で注意指導する。

（オ）その生徒の実情に合わせてクラス担任のみならず、教頭、生徒指導主事、特別支援コーディネーターなどが臨機応変に生徒や保護者に対する相談窓口となる。いじめの情報を得た場合は、二２（２）に基づき速やかに組織的な対応を開始する。

（２）いじめが起きたときの対応

①初期の問題対応と指導方法

（ア）情報を得た教職員は、すぐ全職員が情報を共有できるように、クラス担任、学年主任、生徒指導主事等に報告する。最終的には、いじめ防止対策委員会に情報を集約する。

（イ）いじめ防止対策委員会には、二１（２）のメンバーの他に、必要に応じてクラス担任、クラブ顧問、生徒指導係などが加わる。

②初期対応の留意事項

＊聞き取り場所等環境に注意し、生徒の気持ちに寄り添いながら、慎重に聞き、記録を残す。

（ア）訴えてきた生徒への対応

・生徒が最も安心して話せる複数の職員を充て、どのような状況かを時間をかけて丁寧に聞く。

・本人の要望（どうしたいのか、どうしてもらいたいのか）を十分に聞く。

・教員個人で、いじめかどうかの判断をしない。

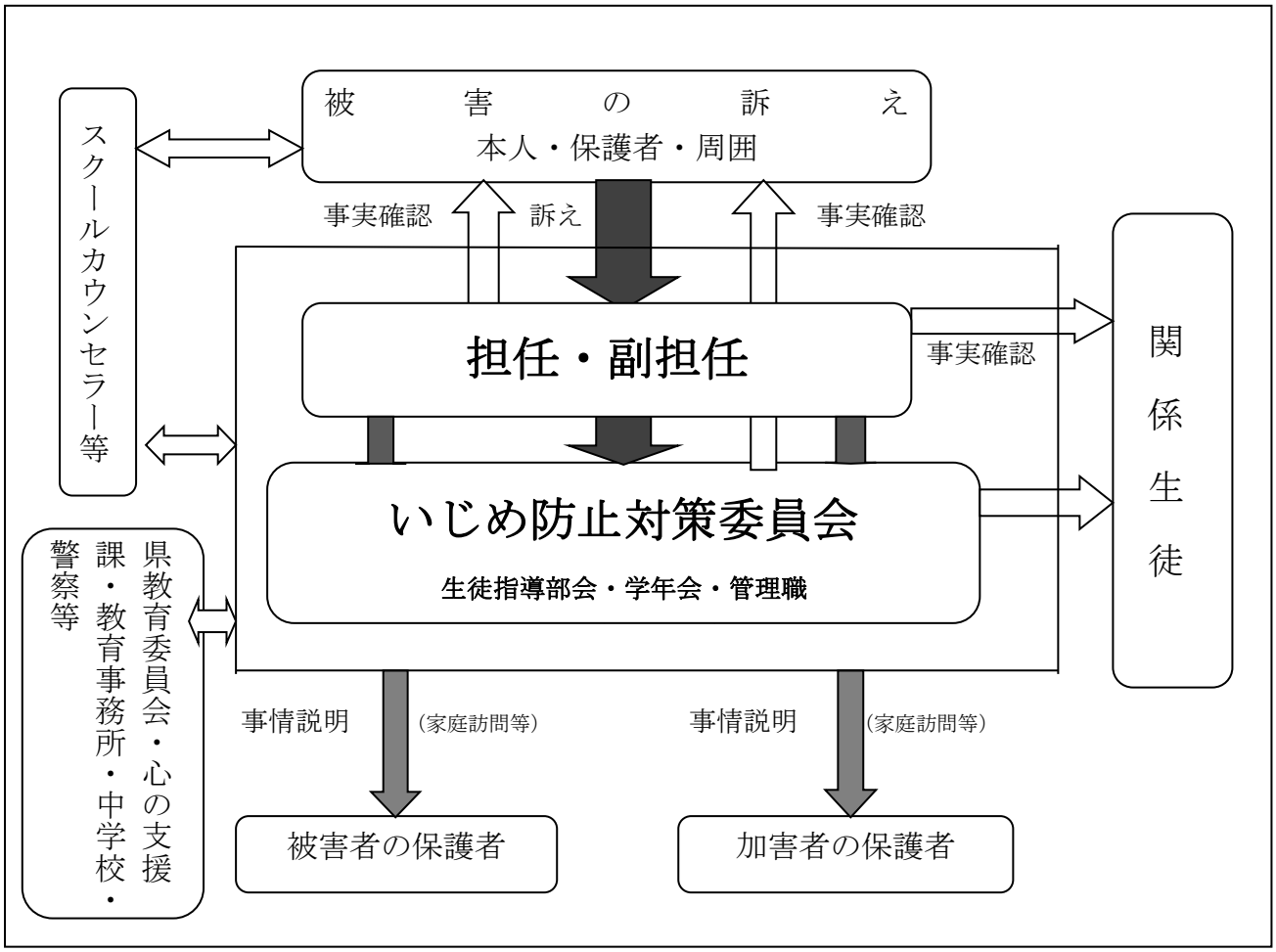
（イ）加害者とされる生徒への対応

・いじめと決めつけて話を聞くことがないように配慮する。

・事実を正確（日時、場所等具体的に）に確認し、記録を残す。

・被害生徒の訴え内容と、事実の整合性に気をつけながら確認する。

初期の対応



③問題の解決とその段階に至るまでに

（ア）クラスや部活等の所属集団が「傍観者」となり、いじめを許容することになっていなかったか、という点を洗い直し、指導・改善を図って、安心安全な環境を再構築することを最優先にする。

（イ）再発やより深刻な事態にならないよう細心の注意を払って観察と情報収集を行う

（ウ）事態や状況によっては問題を当事者・関係者の範囲だけに留めずに周囲の生徒にも訴えかけ、生徒間の問題解決能力を刺激、活用する。

（３）ネット上のいじめへの対応

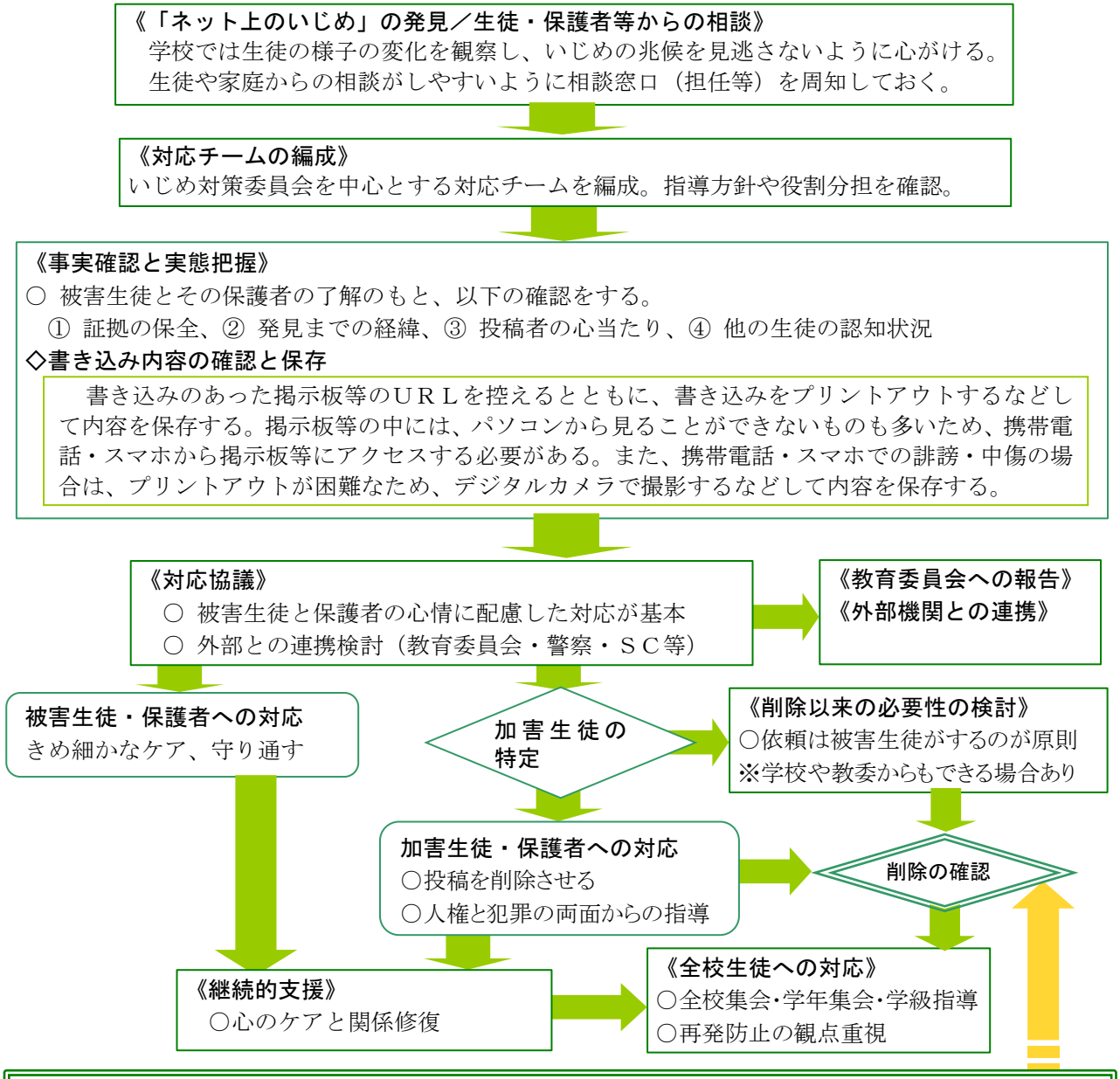
情報端末機器所持率の増加に伴い、インターネットを介した誹謗・中傷、名誉毀損や人権侵害などの発生のリスクが高まっている。不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるために早期発見、迅速な削除の措置を講ずるなど適切に対処しなくてはならない。

○教職員は自ら研修を行う等して情報端末機器の特性を理解するように努める。

○未然防止の観点から児童生徒に対して情報モラル教育を推進するとともに、ＰＴＡ総会や保護者懇談会を利用し、保護者に対しても啓発をする。

○生徒間の情報網に注意したり、警察との連携を密にしたりして、ネット上のいじめの早期発見に努める。

【ネット上のいじめへの対応手順】フロー



《削除依頼と削除の確認》

(1)掲示板等の管理者に削除依頼

掲示板等のトップページから連絡方法（メール）の確認。「利用規約」等に書かれている削除依頼方法を確認して削除依頼。

(2)掲示板のプロバイダに削除依頼

掲示板等の管理者に削除依頼しても削除されない場合や、管理者の連絡先が不明な場合などは、プロバイダ（掲示板サービス提供会社等）へ削除依頼。

(3) 警察や法務局・地方法務局に相談する

削除されない場合はメール内容などを確認するとともに、警察や法務局・地方法務局に相談するなどして、対応方法を検討する。

《相談窓口》

○ 長野県警生活安全部生活環境課
サイバー犯罪対策室　026-233-0110
○ 違法・有害情報相談センター
（http://www.ihaho.jp/）
○ 地方法務局「子どもの人権 110 番」
0120-007-110
○ 長野県教育委員会心の支援課
026-235-7436

（４）いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの用件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とする。ただし、いじめの被害等の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

（５）いじめ防止等の取組みの年間計画

月	行事や取り組み	内容
４	第１回委員会(以降年間通して適宜開催)	学校いじめ防止対策基本方針の確認
	ＰＴＡ総会	学校いじめ防止対策基本方針の周知
５	職員研修	学校いじめ防止対策基本方針の読み合わせ
６	学校評議員会（第１回）	本校のいじめ防止対策基本方針の説明・確認
７	学校生活アンケート（生徒向け）の実施	生徒指導部を中心に、アンケートによるいじめの情報収集と対応（第１回）
	三者懇談会	いじめの情報収集といじめ防止の啓発
10	人権教育の日	講演会（情報機器を通したいじめの防止等）を通じて、人権意識を高める
12	学校自己評価アンケート（保護者向け・生徒向け）の実施	生徒指導部、教務部をアンケートによるいじめの情報収集と対応（第２回）
１	反省職員会	年度のいじめ問題とその対応の総括
２	学校評議員会（第２回）	年度のいじめ問題とその対応の総括

※文化祭やクラスマッチ、合唱コンクール、学年行事、日々のクラブ活動やＨＲ活動などを通じて、クラスや学年、生徒会などの良き仲間づくりや集団形成を学んでいく。

※毎週の学年会及び職員会にて、生徒動向に関する情報共有をこまめに行う。生徒のわずかな変化についても気になることがあれば、必ず話題にあげ検討する。

（６）重大事態発生時の対応

《重大事態とは》

一　いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（いじめ防止対策推進法第 28 条第１項第１号）

二　いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（同法同項第２号）

※「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、「児童生徒が自殺を企図した場合」、「身体に重大な傷害を負った場合」、「金品等に重大な被害を被った場合」、「精神性の疾患を発症した場合」などのケースが想定される。

※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校又は学校の設置者の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

ア　報告

重大事態が発生、あるいは重大事態が疑われる場合は速やかに長野県教育委員会に報告する。

イ　初期対応

「学校危機管理マニュアル」にしたがって迅速かつ適正に対応する。

- 事案発生直後には、まず、その基本的対応について教職員の共通理解を図る。
- 速やかに「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を中核とした「危機対応チーム（危機管理委員会）」を立ち上げる。→いじめの防止等の対策のための組織の役割
- 関係生徒保護者へ迅速に連絡する。
- 関係機関（消防・警察・教育委員会等）への緊急連絡と支援の要請を行う。

ウ　事実関係を明確にするための調査を行う

(ｱ) 調査委員会の設置

学校は速やかに県教育委員会に報告し、当該重大事態に応じて、学校又は県教育委員会が調査委員会を設置する。

・「調査委員会設置要綱」を設け、「目的」「組織」等を規定したうえで設置する。
・調査の母体は、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」として、事態の性質に応じて専門家を加える。
・その際、県教育委員会から必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を受けながら進める。

(ｲ) 組織の構成

・公平性・中立性・客観性を確保するため、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図る。

エ　調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、すすんで資料

提供・調査協力をするなど調査に全面的に協力する。また、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取組む。

(ｱ) いじめられた児童生徒からの聴き取り

・いじめられた生徒を守ることを最優先としながら、十分な聴き取りを行うとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。

・いじめ行為を完全に止め、いじめられた生徒の事情や心情に配慮した上で、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

(ｲ) いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

・生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。

・調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。

オ　自殺の背景調査における留意事項

生徒の自殺という事態が起こった場合は、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。調査では、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつその死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、「国の基本方針」の留意事項に十分配慮したうえで、「子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針」（平成２６年７月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)、「児童生徒の自殺が発生した場合の背景調査の初期手順について」（県教育委員会）を参考として実施する。

カ　調査結果の提供及び報告

(ｱ) いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報提供

いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する。調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して適時・適切な方法で説明する。この情報提供にあたっては次のような配慮をする。

・いじめられた生徒及びその保護者と定期的に連絡を取り合い、調査の経過を知らせておく。

・他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

・質問紙調査等により得られた結果については、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとる。

(ｲ) 調査結果の報告

調査結果については、県教育委員会に報告する。

いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添える。

キ　地方公共団体の長（長野県知事）等による対応

「調査結果の報告」を受けた長野県知事等は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、以下に掲げる場合は、調査の結果について調査（再調査）することを検討する。

①調査等により、調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合又は新しい重要な事実が判明したものの十分な調査が尽くされていない場合。
②事前に被害生徒・保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合。
③学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合。
④調査委員の人選の公平性・中立性について疑義がある場合

ク　その他の留意事項

重大事態が発生した場合、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。そのため、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

